

令和3年度法務省委託

インターネットと人権・オンラインフォーラム



■時間帯

午後2時00分～午後4時20分（予定）

■主催

法務省、全国人権擁護委員連合会、公益財団法人人権教育啓発推進センター

■後援

内閣府、総務省、文部科学省、警察庁、経済産業省中小企業庁、公益財団法人日本サッカー協会、安心ネットづくり促進協議会、一般財団法人インターネット協会、一般社団法人インターネットコンテンツ審査監視機構、一般財団法人草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構(SMAJ)、一般社団法人テレコムサービス協会、公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所、一般財団法人マルチメディア振興センター、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム、読売新聞社東京本社、朝日新聞社、毎日新聞社東京本社、共同通信社、時事通信社（順不同）

目次

● タイムスケジュール	2
○ 基調講演（大久保貴世）	3
○ 基調講演（大久保真紀）	15
○ 基調報告1（石川千明）	19
○ 基調報告2（清水愛子）	23
○ 特別ゲスト（最上もが）	31
～人権ライブラリーの御案内～	32
● 人権ライブラリー・ウェブサイトの御案内	33

本フォーラムの目的

インターネット、特にSNSの普及に伴い、その匿名性・情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、人権に関わる様々な問題が発生していることから、今、SNS上でどのような問題が発生しているのかを知り、また、実際に被害に遭った方の体験談を聞いたり、専門家の意見を聞いたりすることで、SNS利用者層を始めとした全国全年齢層にわたる全ての人々の人権感覚を培い、人権尊重思想の高揚を図ることを目的とする。

タイムスケジュール

- 14:00~14:05 開会・主催者挨拶
- 14:05~14:35 基調講演
「SNS上で起こる人権侵害とは」
大久保貴世
(一般財団法人インターネット協会主幹研究員)
大久保真紀
(一般財団法人インターネット協会インターネット利用アドバイザー)
- 14:35~15:05 基調報告
「子どもたちを守るために」
石川千明
(NPO法人奈良地域の学び推進機構理事
京都府警察ネット安心アドバイザー)
「Twitterの安全性への取り組み」
清水愛子
(Twitter Japan 株式会社公共政策マネージャー)
- 15:05~15:15 休憩
- 15:15~16:10 パネルディスカッション・質疑応答
大久保貴世
(一般財団法人インターネット協会主幹研究員)
大久保真紀
(一般財団法人インターネット協会インターネット利用アドバイザー)
石川千明
(NPO法人 奈良地域の学び推進機構理事
京都府警察ネット安心アドバイザー)
清水愛子
(Twitter Japan 株式会社公共政策マネージャー)
最上もが
(タレント)
- 16:15 閉会

基調講演



一般財団法人インターネット協会

大久保 貴世（おおくぼ たかよ）

（主幹研究員）

メーカーお客様相談室等を経て、現職。インターネットのルール&マナーの普及啓発、主要SNSやフィルタリングの安全対策マニュアル「その時の場面集」の作成公開、東京都が開設した「東京こどもネット・ケータイヘルプデスク『こたエール』」での相談対応などに取り組んでいる。相談事例から見えるトラブルの事前予防策やトラブル後の対処法を広く周知するため、保護者・青少年・教職員向けの講演や教育映像DVDなどに出演もしている。

2021年10月30日(土)

一般財団法人インターネット協会 主幹研究員 大久保貴世

インターネットと人権・オンラインフォーラム

SNSで起こる人権侵害

～知ってほしいこととは～

●SNSを使う時

SNSを投稿する方法だけでなく、削除する方法もわかっているのか。アカウントの管理はできているか。質問やトラブルの問い合わせ方法を知っているか。など。

はじめて使う時こそ、面倒くさがらずに知ってほしいことがあります。



1 削除方法を知っておく

1つ目、典型的な事例を紹介してみたい。

11歳男子小学生です。同級生の顔がはっきり分かる動画をYouTubeにアップしてしまった。動画のタイトルに、中傷する言葉をつけている。学校も把握しており、同級生には謝罪をしたが、削除する方法がわからない。

この相談でわかることは何か。

『SNSにあげた情報の削除方法を、知っておくこと』です。

削除するためには、SNSそれぞれで方法に違いがあります。

YouTubeの場合は、以下のように、YouTube Studio ページから1から5までのステップを踏むことで、削除することができます。削除方法を知るだけでなく、削除の練習をして実際に削除できたかどうかまで確認しておく、なお良いでしょう。間違って投稿したり、公開設定を間違ったりするなど、うっかりミスをした時にでも、方法を知っていれば冷静に対応することができます。



図：YouTube 動画を削除するステップ

ところで、相談者は11歳。YouTubeの利用規約の年齢に関する要件に、こう書かれています。

「本サービスを利用するには、13歳以上である必要があります。ただし、親または保護者によって有効にされていれば、あらゆる年齢のお子様にご利用いただけます（利用可能な地域の場合）」

投稿に責任の持てる年齢に達するまでは使ってほしくないという目的です。

一方、動画の内容はいじめの動画なので、不適切な投稿として利用規約違反となる可能性もあります。YouTubeを運営するGoogle社へ通報することにより、不適切動画として削除すると判断された場合は、削除されることになるが、どのくらいの日数がかかるのかはわかりません。公開されている間に、その動画は多くの人に見られる状態になってしまう。とにかく、自分で投稿した動画は自分で削除できるので、早く削除しましょう。

そして、動画を削除すれば、同級生に謝罪の言葉だけでなく、対処した誠意も伝えることができます。

利用可能な年齢になって使い始めた時には、誰に見られても良い、みんなが楽しめるような動画を投稿するようにしましょう。もちろん個人が特定できる情報には注意することを忘れずに。

2 パスワード情報はメモする

次に、2つ目、こちらも典型的な相談を紹介してみたい。

14歳女子中学生です。

Twitterを友達限定ではじめ、プロフィールに自撮り写真をあげました。写真は Snow で加工し、女子力を上げた奇跡の一枚。“いいね”が15件もつきました。しかし、「別人なのでは？」とか「性格の方を磨いたら？」というコメントもありました。写真を消そうとログアウトしたら、再ログインができなくなりました。Twitter登録時のメールアドレスとパスワードは忘れていました。写真が消えないままだと辛いです。

この相談でわかることは何か。

『SNS登録時のパスワード情報は、メモしておくこと』です。

スマホですっとログイン状態でいると、再度ログインをするという行為をしなくなると、あれ？パスワードって何だっけとなってしまう。SNSによっては複雑なパスワードを推奨する場合もあり、覚えにくくなっています。アカウント名、メールアドレス、パスワードの3つは、記憶に頼らずにノート等にメモしておくといよいでしょう。

そして、相談者は削除方法を間違えています。ログアウトしても削除できない。「ログイン」していることは、自分のSNSを操作することができる「権利」なので、ログイン中に削除できることがわかっていけばと思います。何とかパスワード情報を思い出しログインできたらと願います。

また、登録時のメールアドレスは携帯電話のアドレスを使うケースが多いですが、機種変更する場合も想定すると、フリーメールアドレスを利用するのも一つの方法でしょう。機種変更をしても同じ携帯電話番号利用することが多いので、携帯電話番号も登録しておくといよいでしょう。SMS認証によりパスワードの再発行をすることができます。

一方、他にもわかることは何か。

『SNSに載せたものは、見られている』ということです。

友達限定や非公開設定であっても、プロフィールやプロフィール写真は公開の状態です。検索したり、SNSの友達繋がりをたどっていけば、見つけることができます。プロフィールに学校名や好きなタレントを書いたりする利用者を見かけますが、見られていることを知らない人は多いと思います。

さらに、わかってほしいことは何か。

『悪口を言う人がいけないのであって、悪口を言われる人は悪くはない』ということ。

相談者は自分の好きな写真だからこそプロフィール写真にしました。自信をもって毅然とした態度でいけばよいのではと思います。何年か経って過去の思い出写真と思える日まで、時間が解決してくれるものと考えてほしいです。

3

SNS の退会方法を知る

3つ目は、アカウントが不要となった時の退会方法について。同じ SNS で複数のアカウントを持つシーン（本アカ、サブアカ、捨てアカなど）もあるでしょう。典型的な事例を紹介してみたい。

16歳女子高校生です。ずっと使っていない Instagram アカウントがあって、恥ずかしい写真もあるので消したいと思った。アプリを消したら消えると思ったが、友達から、まだあなたのアカウントあるよと言われた。

この相談でわかることは何でしょう。

『SNS の退会方法を知ってくこと』です。

アプリを消しても、相談者のスマートフォンの画面から消えるだけで、相談者の SNS アカウントは残っています。友達が教えてくれなかったら、気づかなかったことでしょう。なので、正式な退会の手続きをすることです。SNS によって退会方法はそれぞれですが、Instagram の場合は次のような方法になります。

Instagram のアカウント削除に関するヘルプページには、こう書かれています。

「モバイルブラウザまたはコンピューターで[アカウントを削除]ページに移動します。ウェブで Instagram にログインしていない場合は、まずログインするよう求められます。Instagram アプリ内からアカウントを削除することはできません」

よって、アプリから退会する方法でなく、ブラウザから行わないと退会できないことがわかります。退会理由をメニューから選択し、パスワードを再度入力し、アカウントを完全に削除するまでを行わなければなりません。

Instagram では、メインのアカウントを含めて最大5つのアカウントを作成できるので、削除したいアカウントのユーザ名を間違えないように選択してから、削除するようにしましょう。退会する時になってから調べればいいのかもしいませんが、使い始めのうちに退会方法を知っておくに越したことはないでしょう。

4

写真や投稿場所の位置情報

4つめの相談事例。

ネットで知り合った人とメールアドレスを交換して写真を送ってしまった。すると、住所が特定できたから、住所や電話番号をネットにさらすと言われた。すごく怖い。自分の居場所をわかっているような言い方をされた。

ある女子中学生からの相談です。落とし穴は写真にあります。スマートフォンで撮影した写真は、緯度経度情報から撮影場所が特定されてしまうことがあります。購入時のカメラの位置情報の初期設定は「オン」になっています。この設定を「オフ」にしておけば位置情報はつきません。もし、自宅で撮影した写真をインターネットに不用意に公開すると、緯度経度情報からおおよその自宅が特定されてしまうこともあります。

なお、多くの SNS (LINE、Twitter 等) では、位置情報付きの写真を投稿した場合でも、投稿した時点で、写真の位置情報を削除してくれる設定にしてくれています。ただし、全ての SNS ではありませんし、iPhone の AirDrop のような端末同士のやりとりや、メールでやりとりする場合には、位置情報は削除されません。

5 メッセージ疲れ

5つ目は、最近よくある相談から。

LINE グループで、どうでもいいこと、悪口や自慢話にうんざりしている。
既読無視をすると、何で何も言わないの？と言われて、疲れてしまった。
グループから外されたり、逆にグループから外れることを禁止されたり、困っている。

ある女子小学生からの相談です。LINE などの SNS の中でのことでも、問題は人間関係だったり学校生活でのことです。普段の学校での支障が何もないのであれば、グループの人たちと一時的に距離を置おいて、このまま様子を見るというのも 1つの方法です。

もし、明らかに誰かを傷つけているとしたら、それはいじめにつながるかもしれないので、できたら先生にも相談することをおすすめします。

非公開のグループ内であっても、悪口が一度グループの外へ公開されれば、より広範囲に拡散し、より多くの人々が被害者にも加害者にもなる可能性があります。相手を思いやりみんなでルールを守って、会話を楽しむための場所として活用してください。

終わりに、根本の話をさせてください。

当たり前の話ですが、インターネットサービスを使う時には、「利用規約」に同意をした上で利用します。

ほとんどの SNS には問い合わせのための電話窓口はありません。

ヘルプページや Q&A コミュニティで自己解決する方法がありますので、ぜひ活用してください。

どうしても自分ではどうにも出来ない場合には、インターネットや操作方法に詳しい知人を探して、スマホの実機を見せて対処方法を教えてもらうのが、てっとり早い方法です。

また、**SNSを運営する会社の本社がアメリカ等の外国であることが多く**、一部英語でも書かれている部分があるので、英語に詳しい先生を頼るか、ネットの翻訳ページを利用してみると良いでしょう。

あまり気づかないかもしれませんが、**SNSの利用規約の一番下には、準拠法という項目があり、例えばアメリカ、アイルランド、シンガポール等、どの国の法律に準拠するかが書かれています**。利用規約はここまで見てほしいと思います。

なので、多くの人が使っているほとんどのSNSは外国に本社があることが多く、問い合わせ方法が難しいということを知っておいてほしいことです。

無我夢中になってSNSを使うだけではなく、**使い始めのうちに「盲点」を知っておくと安心だし、SNSを活用するための自信につながるもの**と思います。

6 参考ページ

●インターネット協会のページ

インターネットの基本知識と具体的知識など

インターネットのトラブルの原因は、インターネットのルールとマナーを無視した使い方をしていたり、それぞれのSNSの仕組み（メッセージの公開/非公開、注意事項、削除方法など）をよく知らないまま、とりあえず使ってみてしまうことにあります。

知ってほしい参考情報をご紹介します。

(1) 基本知識

「インターネットルール&マナー検定」

ウェブ：<https://rm.iajapan.org/>

「自分の身は自分で守る」「相手のことを思いやる」「声や表情は伝わらない」「セキュリティ」「関連法規」など、安心して利用するために、身につけること、覚えておく基本を説明しています。その知識習得を確かめるために、クイズ形式で覚えてもらう検定です。受検は無料です。




図：インターネットルール&マナー検定

(2) 具体的知識

「インターネットを利用する際に知っておきたい『その時の場面集』

幅広い年齢層に利用されている主要な SNS について、それぞれの利用方法や注意方法、トラブルに遭った際の問い合わせ方法、有害情報を見つけた場合の連絡方法、パスワードを忘れた場合など、必要と思われる場面を集めて具体的に説明したマニュアルです。

ウェブ：<https://www.iajapan.org/bamen/>



主要なインターネットサービスについて、利用方法や注意方法、トラブルに遭った際の問い合わせ方法など、具体的な場面を集めました。

SNS編

- Instagram
- TikTok
- LINE
- Twitter
- Facebook
- YouTube
- Google
- Ameba
- GREE
- Mobage
- ニコニコ動画

スマートフォン基本設定編
フィルタリング編

図：インターネットを利用する際に知っておきたい『その時の場面集』

●法務省の参考ページ

インターネットによる人権侵害をやめましょう

出典：<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>



(抜粋) 参考より

・プロバイダ責任制限法

プロバイダ責任制限法（「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」）では、インターネット上で人権侵害にあったときに、プロバイダが負う損害賠償責任の範囲や情報の発信者に関する情報の開示を請求する権利などについて次のように定めています。

1. 発信者情報の開示

被害者は、被害者の権利が侵害されたことが明らかであって、損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他開示を受けるべき正当な理由がある場合、**プロバイダに対し、権利侵害の情報の発信者（掲示板や SNS などに書き込んだ人）の氏名、メールアドレス、住所などの情報の開示を請求することができます**（第4条第1項）。

2. プロバイダの責任の制限など

プロバイダは、インターネット上で他人の権利が侵害されていることを知っていたとき、または他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるときには、被害者に対して損害賠償責任を負うことがあります（第3条第1項）。この規定により、プロバイダが不作為責任を負う場合が一定の範囲で明確化されることとなり、問題とされる情報に対してプロバイダによる適切な対応が促されることになるものと期待されます。

また、インターネット上の情報を削除した場合に、その情報が他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったときなどには、必要な限度において削除したことについて発信者から責任を問われることはありません（第3条第2項）。この規定により、**プロバイダは、一定の要件に該当する場合でなければ発信者との関係で責任を負わないことが明確となるため、他人の権利を侵害する情報の送信を防止する措置を講ずること**

を過度に躊躇することなく、自らの判断で適切な対応を取ることが促されることが期待されます。

・プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン

プロバイダ責任制限法を踏まえ、業界団体などにより構成される「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」が「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を定めています。これにより、被害者からの要請を受けたプロバイダがとるべき行動基準を明確化しています。

本ガイドラインでは、法務省の人権擁護機関から削除要請があった場合のプロバイダ等の対応につき、「プロバイダ等は、法務省人権擁護機関より本ガイドラインに定める手続により侵害情報等の必要な事項を特定のうえ送信防止措置の依頼を受けた場合、『他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由』を否定する特段の理由がなければ、当該依頼に基づきプロバイダ等が当該情報の不特定者に対する送信を防止するために最小限度の措置を講じたときは、裁判所によってもプロバイダ等が発信者に対する損害賠償責任を免れるものと判断されると期待される」としています。

●プロバイダ責任制限法

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）

（平成27年8月1日（基準日）現在のデータ）

出典：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=413AC000000137>

●総務省の参考ページ

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令

出典：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414M60000008057>

施行日：令和二年八月三十一日
(令和二年総務省令第八十二号による改正)

平成十四年総務省令第五十七号

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項の規定に基づき、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令を次のように定める。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項に規定する侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 発信者その他侵害情報の送信に係る者の氏名又は名称
- 二 発信者その他侵害情報の送信に係る者の住所
- 三 発信者の電話番号
- 四 発信者の電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）
- 五 侵害情報に係るアイ・ピー・アドレス（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百六十四条第二項第三号に規定するアイ・ピー・アドレスをいう。）及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わせられたポート番号（インターネットに接続された電気通信設備（同法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）において通信に使用されるプログラムを識別するために割り当てられる番号をいう。）
- 六 侵害情報に係る携帯電話端末又はPHS端末（以下「携帯電話端末等」という。）からのインターネット接続サービス利用者識別符号（携帯電話端末等からのインターネット接続サービス（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（端末設備（電気通信事業法第五十二条第一項に規定する端末設備をいう。）又は自営電気通信設備（同法第七十条第一項に規定する自営電気通信設備をいう。）と接続される

伝送路設備をいう。)のうちその一端がブラウザを搭載した携帯電話端末等と接続されるもの及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務(同法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。)をいう。以下同じ。)の利用者をインターネットにおいて識別するために、当該サービスを提供する電気通信事業者(同法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。)により割り当てられる文字、番号、記号その他の符号であって、電気通信(同法第二条第一号に規定する電気通信をいう。)により送信されるものをいう。以下同じ。)

七 侵害情報に係るSIMカード識別番号(携帯電話端末等からのインターネット接続サービスを提供する電気通信事業者との間で当該サービスの提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいい、携帯電話端末等に取り付けて用いるものに限る。)を識別するために割り当てられる番号をいう。以下同じ。)のうち、当該サービスにより送信されたもの

八 第五号のアイ・ピー・アドレスを割り当てられた電気通信設備、第六号の携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別番号に係る携帯電話端末等又は前号のSIMカード識別番号(携帯電話端末等からのインターネット接続サービスにより送信されたものに限る。)に係る携帯電話端末等から開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻

以上

基調講演



一般財団法人インターネット協会

大久保 真紀（おおくぼ まき）

（インターネット利用アドバイザー）

平成11年より電子ネットワーク協議会（現在の一般財団法人インターネット協会）にて、インターネット利用に関するルール&マナーの啓発、フィルタリング普及啓発などに従事。平成12年12月のインターネットホットライン連絡協議会設立当初よりネットトラブル相談対応やウェブページの作成／情報更新を主な業務とし、現在に至る。

また、平成28年4月より長岡市教育委員会教育委員、同年8月より長岡市教育委員会 熱中！感動！夢づくり教育推進会議委員、令和2年9月より新潟県私立学校審議会委員を務めている。

平成21年より自らの育児経験を踏まえ、未就園児の保護者などを対象としたこどものインターネット利用に関する講演活動を開始。

以降、新潟県内を中心に小、中、高等学校での児童生徒向けのネット利用に関する授業、県立生涯学習推進センターなどでの教員向け研修、PTA講演会、保育園や公民館における子育てとスマホに関する講話、企業やシニア世代向けネットリテラシー講座など幅広い世代を対象に活動。平成29年度から「長岡市ネット安心サポーター養成講座」に携わり、県内初の人材育成事業も行なっている。

<執筆>

・栄光ゼミナール E I K Oまなび倶楽部「親子で安心！正しいインターネットの使い方」
連載

・エースチャイルド株式会社 「つながる世界の歩き方」

加害者にも被害者にもならないために SNS上で起こる人権侵害とは

令和3年10月30日

一般財団法人インターネット協会 大久保 真紀

- SNSはツール 使う人次第でいいものにもそうでないものにも

- なんのために私たちはSNSに投稿しているのだろう

- うちらだけだし、SNS上で悪口見かけるし、なんとなく大丈夫でしょ

- SNSなどで起きている事案

- 文字コミュニケーションの特性

- SNSやインターネットの情報は

- SNSやインターネットの書き込みは

- SNSやインターネット上に投稿する際に習慣にして欲しいこと

- 人権侵害や誹謗中傷はインターネット、SNS上だからいけないことではない
 - インターネット、SNS上であれば被害が大きくなることに

- 今、日常でもSNS上でも起きていること

- SNS上に個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を投稿したりことはとても容易であるが、、、、

- 加害者にも被害者にもならないために私たち一人ひとりにできることは

ご静聴ありがとうございました。

基調報告 1



NPO法人 奈良地域の学び推進機構理事
京都府警察ネット安心アドバイザー

石川 千明 (いしかわ ちあき)

大阪デザイナー専門学校を卒業後、(株)カプコンに入社、ゲーム企画開発担当。平成10年に退職後、web企画デザイン制作、コンサルタントとして活動。平成13年いこま育児ネット設立し子育て支援活動開始、平成20年より自治体、学校等でICT支援活動を行う。平成23年より情報モラル教育を推進「どなたにもわかりやすく」をモットーに、子どもたちがネットで被害者にも加害者にもならないための情報モラル座をしている。

安心ネットづくり促進協議会 特別会員。

スマホ利用の低年齢化が進み、ネットトラブル、ネット依存が深刻な問題になっている中、母親目線からわかりやすくネットトラブルの現状と対策を解説。子どもたちをネットで被害者にも加害者にもさせない為に、学校、地域、保護者、そして真ん中に子どもをおいて考えていく取り組みを進めている。

子どもたちを守るために

NPO 法人 奈良地域の学び推進機構 理事
京都府警察ネット安心アドバイザー

石川 千明
info@j-moral.com



コロナ禍での現状

未成年者の性犯罪防止のために

私事性的画像記録の提供被害防止法（通称リベンジポルノ）
児童ポルノ禁止（18歳未満、男女関係なく）

子どもが相談しやすい場所になるために

- ① 困ったら相談してほしい・・・明確に伝える
- ② 知ってる人、知ってる・・・大人は相談先を探すことができる
- ③ 暴走しないよ（傾聴）・・・まずは傾聴。子どもとの対話を大切に。

（ポイント）

日頃の声かけでトラブルが起きた時に保護者に相談しやすくなります
→親に関心をもたれて嫌な子どもはいません。伝え続けてください。

★困った時は一人で悩まず、すぐ相談

相談窓口リスト



都道府県別窓口リスト



通報窓口リスト



#9110（警察相談窓口）
188（消費生活センター）
189（児童相談所）
相談は公的な窓口へ

こま とき そうだん まどぐち
困った時に相談できる窓口

① ☎ #9110 けいさつ そうだん せんよう でんわ 警察相談専用電話 (携帯、けいたい いえ 家の電話からかけられます)

② ☎ 188 いやや 消費者ホットライン (消費生活センター)

③ ☎ 189 いちはやく 児童相談所の全国共通ダイヤル じどう そうだん じょ ぜんこく きょうつう 保護が必要な場合の電話です ほご ひつよう ばあい でんわ

④ 24時間子供SOSダイヤル (フリーダイヤル) じかん こども エスオーエス ☎ 0120-0-78310 なやみいおう

⑤ 子どもの人権110番 (フリーダイヤル) ☎ 0120-007-110 じんけん ばん

ぎゃくたい いじめや虐待など子どもの人権問題の専用相談電話です じんけん もんだい せんよう そうだん でんわ

⑥ ストップいじめ!ナビ <http://stopijime.jp/>



ストップいじめ!ナビ

⑦ チャイルドライン <http://www.childline.or.jp/>

(フリーダイヤル) ☎ 0120-99-7777



チャイルドライン

⑧ 生きづらびっと (LINE とチャット 他)

<https://yorisoi-chat.jp/>



生きづらびっと

⑨ 相談窓口リスト そうだん まどぐち <https://www.j-moral.com/trouble/>

相談窓口リスト

都道府県別窓口リスト

通報窓口リスト



※フリーダイヤルと書かれている番号は電話料金がかかりません ばんごう でんわりょうきん

基調報告 2



Twitter Japan 株式会社

清水 愛子（しみず あいこ）

（公共政策マネージャー）

シカゴ大学国際関係・政治学部、コロンビア大学国際公共政策大学院、ペンシルベニア大学ロースクールを卒業後、国連本部、シンクタンク、外資系企業で、北米、欧州、日本の政府渉外や国際公共政策の分析を担当。令和3年5月にTwitter Japan株式会社に公共政策マネージャーとして入社。同社では政府渉外やCSR活動に従事

Twitterの安全性 への取り組み

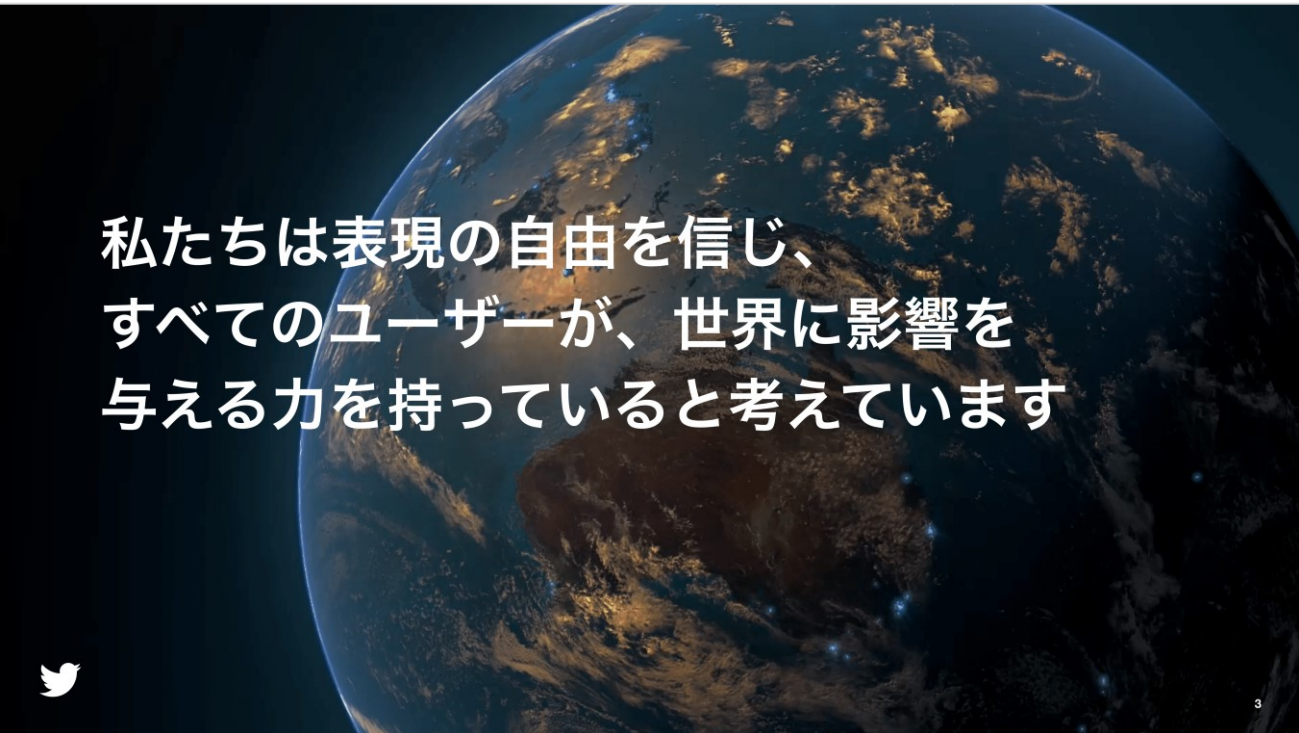


2

Agenda



- Twitterとは
- Twitterのルールや機能
- 違反報告数とエンフォースメントの実績
- 外部との連携



私たちは表現の自由を信じ、
すべてのユーザーが、世界に影響を
与える力を持っていると考えています



3



Twitterをより安心してご 利用いただくために

- Twitterポリシー
- Twitterのツールや機能
- 安全性向上のために外部と連携

ヘイト行為

人種、民族、出身地、社会的地位、性的指向、性別、性同一性、信仰している宗教、年齢、障害、深刻な疾患を理由とした他者への暴力行為、直接的な攻撃行為、脅迫行為を助長する投稿を禁じます。

センシティブなメディア

- 写実的な暴力描写
- 成人向けコンテンツ
- 合意のない裸体の描写
- 強姦及び性的暴行に関するコンテンツ
- グロテスクなコンテンツ
- ヘイト表現を伴う画像

7 児童の性的搾取



Twitterでは、児童の性的搾取に該当するコンテンツやこれを助長する行為を一切禁止しており、非常に深刻なTwitterルール違反とみなします。

8 違反の報告



- ミュート、ブロック、セーフサーチといった機能を使うことで見たいコンテンツをコントロールすることが可能
- 本人だけでなく、第三者からも違反の報告ができる
- アカウント、ツイート、ダイレクトメッセージからも報告可

強制的対応の適用レベルと範囲

- Twitterポリシー違反があった場合、コンテンツの削除要請、削除、アカウント凍結といった違反に対しては段階的な対応（適応レベルや適用範囲）がある。
- 特に、児童の性的搾取に関するポリシーに違反したアカウントに対しては厳しい対応を行っており、このようなアカウントは即凍結、かつ永久に凍結される。

Twitter透明性センター

<https://transparency.twitter.com/ja.html>



外部との連携

- 児童の性的搾取に該当するコンテンツ、またはそのような行為を助長するコンテンツをTwitter以外のインターネット上で発見した場合、全米行方不明/被搾取児童センター（NCMEC）または自国の捜査機関に通報可
- 日本を含む世界中で警察機関との連携
- 国際機関やNPOとも連携している

#女性に対する暴力撤廃の国際デー

首相官邸 @kantei · 2020年11月25日

今日は、女性に対する暴力撤廃の国際デーです。女性に対する暴力は、被害者の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、決して許されません。女性の活躍推進と女性に対する暴力根絶は、コロナ禍による苦境を乗り越えるためにも重要です。DVや性犯罪・性暴力の根絶と被害者の相談支援の強化を進めます。

272 375 1,477

首相官邸 @kantei · 2020年11月25日

#DV
#性暴力をなくそう
#バーブルリボン
#男女共同参画
#oragetheworld

43 56 410

Italy in Japan @italyjpn · 2020年11月26日

女性に対する暴力撤廃の国際デー
イタリア外務省は、国際女性機関のグローバルキャンペーン #OrangeTheWorld に参加しています。これは、コロナ禍での家庭内暴力に対する認識を高めることを目的としています。

Fanecchia 1人と81人 10 33

文京区 @bunkyo_tokyo · 2020年11月26日

【お知らせ】区では、11/25（水）の「女性に対する暴力撤廃の国際デー」から12/10（水）の「人権デー」までの16日間、女性や女性に対する暴力撤廃を呼び掛けている。期間中、シビックセンター屋上の三角屋根をライトアップしています。
city.bunkyo.lg.jp/kuseijoho/jike...

5 18

さばえSDGs推進センター @SabaeSDGsCenter · 2020年11月26日

11月25日は女性に対する暴力撤廃の国際デー
虐待、暴力、あらゆるセクシャルハラスメントをみんなで終わらせ、ジェンダー平等を実現させよう
#女性に対する暴力撤廃の国際デー #世界をオレンジ色に #平等を目指す全ての世代 #sdgs #さばえ

2 2 9

日本YWCA @YWCA_of_Japan · 2020年11月27日

【ジェンダーに基づく暴力に反対する16日間のアクティビズム (16 Days of Activism) は、毎年11月25日（女性に対する暴力撤廃の国際デー）から12月10日（世界人権デー）まで行われます。ツールキットを使って、あなたもアクションを起こしてみませんか？
ywca.or.jp/jp/2020/11/27

1 2

Belgium in Japan @BelgiumEmbJapan · 2020年11月25日

今日は #女性に対する暴力撤廃の国際デー！
#平等を目指す全ての世代

Today is the International Day for the Elimination of Violence Against Women!
#OrangeTheWorld
#EqualMeToo #GenerationEquality
@BelgiumJapan

13 26 66

国際NGO フラン・インターナショナル @Plan... · 2020年11月25日

11月25日は「女性に対する暴力撤廃の国際デー」
今日から世界人権デーの12月10日まで #女性に対する暴力をなくす16日間として、フランとUNFPA @UNFPA, Tokyo は毎日女の子や女性への暴力に関する発信をします。
キャンペーンカラーはオレンジ。みんなで #世界をオレンジ色に ♀！

13 26 66

メディア情報リテラシーの向上



Twitter Japan

@TwitterJP

日本語版Twitter公式アカウントです。

Twitter限定

@Twitter

#OnlyOnTwitter

企業

Twitter、UNESCOとメディア情報リテラシーに関するパートナーシップを発表

投稿者 Twitter Japan

金曜日, 2019年10月25日

Twitterは常にインターネット上の情報流通と表現の自由を支援してきました。その一環として、メディア情報リテラシーを巡る議論にも積極的に取り組んでいます。

私たちはTwitterのサービスを利用する人たちが、真偽を見抜く目を持ってコンテンツに関わるようにしたいと考えており、10月24日から @UNESCOの「Global Media and Information Literacy Week 2019（グローバルメディア情報リテラシーウィーク2019）」が始まるにあたって、教育者向けの新しいハンドブック「Twitterを活用した教育と学習」の提供を開始しました。

Thank You

特別ゲスト



タレント

最上 もが (もがみ もが)

ドラマや映画、バラエティ、ファッション誌などに出演し、様々なメディアで活動中。令和3年5月に第一子となる女の子出産を公表。

[YouTubeでの人権啓発関連映像の配信について]

動画共有サイトYouTube（ユーチューブ）の「**人権チャンネル**」と「**法務省チャンネル**」では、人権について理解をいただくための映像を公開しています。

平成28年度 法務省委託 人権啓発教材

インターネットと人権

加害者にも 被害者にもならないために

The Internet and Human Rights
Don't become a perpetrator nor a victim

(30分)
字幕 (日本語・英語)
副音声入り

活用の手引
付き

一般財団法人インターネット協会
主幹研究員 大久保 貴世
<監修・出演>

高橋 みなみ
<出演>

企画 法務省人権擁護局
公益財団法人人権教育啓発推進センター
制作 東映株式会社

インターネットは、私たちの生活を豊かにするとともに欠かすことのできないものになっています。しかし一方で、インターネット上の人権やプライバシーの侵害につながる行為は後を絶たず、近年特にネットいじめや子どもたちをターゲットとした犯罪が大きな社会問題となっています。また、インターネットに関する知識や意識が十分でない中学生や高校生は、被害者になるだけでなく、意図せず加害者になることも少なくありません。本DVDは、主に中高生やその保護者、教職員を対象に、インターネットを利用する上での危険性や、安全な利用法・対策について、分かりやすくまとめました。

人権チャンネル **検索**

<https://www.youtube.com/jinkenchannel>



法務省チャンネル **検索**

<https://www.youtube.com/MOJchannel>



[人権ライブラリーの御案内]



人権ライブラリーでは、およそ15,000冊の国内外の人権関連図書を始め、映像資料（DVD、VHS）、紙芝居、展示用パネル、全国の地方公共団体が発行する啓発資料などを所蔵し、閲覧・貸出しを行っています。

これらの啓発資料は、郵送等による貸出しを行っており、遠方の方も御利用いただけます。



人権ライブラリー **検索**

<https://www.jinken-library.jp>

東京都港区芝大門2-10-12
KDX芝大門ビル4F
TEL 03-5777-1919
FAX 03-5777-1954
Eメール library@jinken.or.jp

※ 公益財団法人人権教育啓発推進センター・併設

人権ライブラリーからのお知らせ

■ウェブサイトリニューアルしました！■

令和3年4月1日、人権ライブラリーウェブサイトがリニューアル。所蔵資料が検索しやすくなったほか、人権に関するデータベースもカテゴリー別にまとめられ見やすくなりました。

また、「人権を学ぼう」コーナーを新設。これから人権を学びたい人のために主な人権課題を、関連する資料とともに紹介しています。

人権ライブラリーウェブサイトに関するお問合せ
 TEL：03-5777-1919（平日9：00～17：00）
 FAX：03-5777-1954
 Eメール：library@jinken.or.jp
<https://www.jinken-library.jp/contact/>



スマートフォンからも
御利用いただけます↓

